

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答 申 第 74 号)

令和4年8月16日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第1 審査会の結論

大津市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報部分開示決定において不開示とした部分のうち、別記に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求の経過

1 保有個人情報開示請求

令和3年8月4日、審査請求人は、大津市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第17条第1項の規定に基づき、実施機関に対して次の保有個人情報の開示を求める保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「〇〇年〇〇月〇〇日付で、審査請求人が行った公益目的通報に関わる「教育委員会から大津市公正職務審査委員会（コンプライアンス推進室を含む）に提出した書類」の全て。（不利益取扱に係る申出を含む）「公正職務審査委員会（会長含む）及び当該事務局が、教育委員会に対し、依頼した文書の全て。」

2 実施機関の決定

令和3年9月3日、実施機関は、〇〇年〇〇月〇〇日付け回議書「公益目的通報による不利益取扱いの該当性に係る調査について（回答）」を本件開示請求に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）として特定し、条例第22条第1項の規定に基づき、保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

令和3年9月16日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

本件処分のうち、次の箇所を開示しないこととした部分取り消し、開示を求めるものである。

- ①別紙の2頁「〇〇」に続く黒塗り部分
- ②資料2の空白部分（ブランク）の全て
- ③資料3の〇〇.〇〇.〇〇 10:00～10:50
〇〇の主張及び〇〇の対応の黒塗り部分

第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 ①については、事務局政策監が説明した理由の要旨であり、不開示理由に含まれない。
- 2 ②については、空白部分の内容が政策監の氏名や、「教育委員会」等であることが想定される。よって開示しない理由に当たらない。
- 3 ③については、政策監と審査請求人の面談の内容であり、開示できない理由には当たらない。
- 4 私は、〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇からのパワーハラスメントについて公益目的通報を行った。

また、当該通報を行ったことを理由に不利益取扱い（〇〇、〇〇）がされたと考え、このことについて大津市公正職務審査委員会へ申し出を行った。

今回の請求は、〇〇年〇〇月〇〇日付け公益目的通報に関わって教育委員会から公正職務審査委員会へ提出した書類の全ての開示を求めたものであって、不利益取扱いに係る申出部分については付随的に請求したものであるが、開示された文書は不利益取扱いに係る申出部分のみであった。

この事態について、私は、公益目的通報について、公正職務審査委員会が教育委員会に対して一切の調査をせずに、または教育委員会の職員が勝手に資料等を提供し、審査が行われたものとする。

- 5 ①について、通常は、この不開示理由で納得できるが、上記のこともあり、不開示理由に合致しているか再度の調査を願うものである。また、既に事務の適正な遂行に支障を及ぼしているおそれがあるため開示しない理由には当たらないと考える。
- 6 ②について、公正職務審査委員会に提出した文書自体が元々空白であるとのことだが、公文書は意思決定過程や結果を記録した文書であり、稟議書に添付されている資料を恣意的に空白にしたのであれば、改ざん及び公文書偽造であるため、再度の調査を願うものである。また、当該文書を白抜きすることにより、審査事務の適正な遂行に支障を及ぼしていると考えられる。
- 7 ③についても、元々黒塗りされたものであると主張するのであれば、②同様に審査事務の適正な遂行に支障を及ぼしていると考えられる。

また、資料3は虚偽の文書である。〇〇（政策監）の対応の5「〇〇」の記述は政策監が空想した文面であり私が言った言葉ではない。このことを別紙（2）コにおいて「〇〇」と記述されているが、これは完全に偽証である。

- 8 ①について、実施機関は、周囲の関係者から聞き取った内容を含めて個人を評価した内容が含まれており、これを開示すると事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると弁明しているが、他に開示された部分には周囲の関係者等から聞き取った内容を含めて申出人をすこぶる悪評価した内容が含まれており、この部分が開示できるのであれば、不開示部分も開示できるはずである。
- 9 ②について、実施機関は、空白部分が存在する資料を添付して、公文書として作成、保存またはこのような虫食い状態のまま公正職務審査委員会に対して資料として提出したと弁明しているが、その意図が分からない。公文書は、役所が意思決定をする過程や結果を記録する文書であり、公文書を恣意的に空白にしたのであれば、文書の改ざん及び公文書偽造に当たる。また、公正職務審査委員会は、大津市職員等の公正な職務の執行に関する条例に基づき設置されており、その委員は市長から委嘱を受けている。守秘義務も当然にある。このような審査組織及び委員に対して、一連の文面から当時の政策監にとって都合の悪い単語等の白抜きを平然と行い、その文書を審査委員会に提出すること自体、中立性を害するとともに違法行為であると思われる。
- 10 ③について、開示されている部分だけを捉えても、明らかに公正職務審査委員会に対する虚偽の報告であることは間違いない。このことにもかかわらず、逆に黒塗り部分を不開示として隠し、公正職務審査委員会に提出したのであれば、文書の隠蔽工作であり、審査の中立性を害し、自身の主張を正当化し、誘導するための違法行為であると思われる。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 ①については、当該記載は審査請求人に係る〇〇に至った理由を教育委員会定例会において説明した内容の要旨であるが、黒塗り部分は、周囲の関係者等から聞き取った内容を含めて個人を評価した内容が含まれている。
これを開示すると、評価者が被評価者からの批判等を危惧して正確な評価や所見の記載を行うことを控えたり、関係者等が率直な意見を述べにくくなったりするおそれがあり、それによって、公正かつ円滑な人事の確保を困難にするなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
- 2 ②については、公正職務審査委員会に提出した資料自体が元々空白のあるものである。
- 3 ③については、公正職務審査委員会に提出した資料自体が元々黒塗りしているものである。

第6 審査会の判断理由

- 1 本件保有個人情報について
本件保有個人情報は、公益目的通報による不利益取扱いの該当性について判断するため、公正職務審査委員会が実施機関に対して行った調査について反証のために提出した資料である。
実施機関は、本件保有個人情報の一部について、条例第18条各号に掲げる不開示情報に該当することを理由に不開示とした。
審査請求人は、実施機関が上記第3に掲げる部分を不開示としたことを不服として、その開示を求めていることから、当該不開示部分に係る本件処分の妥当性について検討する。
- 2 不開示情報該当性について
(1) 不開示部分①について
実施機関は、別紙の2頁「〇〇」に続く部分について、周囲の関係者等から聞き取った内容を含めて個人を評価した内容が含まれており、開示することにより、聞き取りを受ける者が率直な意見を述べることを躊躇し、公正かつ円滑な人事の確保を困難にするなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第18条第7号に該当することを理由に不開示とした。
これに対して、審査請求人は、本件処分で他に開示された部分に周囲の関係者等から聞き取った内容を含めて審査請求人を悪く評価した内容が含まれており、この部分が開示できるのであれば、不開示部分も開示できるはずであると主張するので、当該部分の不開示情報該当性について検討する。
条例第18条第7号本文は、「市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。
通常、ハラスメントに係る聞き取り内容が、発言者の特定につながる情報とともに他者にそのまま明らかにされた場合、今後、同種の調査を行う際に、聞き取りの対象者が率直な意見

を述べることを躊躇するなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

当審査会で本件保有個人情報を見分したところ、不開示部分①は、業務における審査請求人の状態が記載されており、関係者から聞き取った内容を含めて個人を評価した内容が含まれているという実施機関の説明は事実であると認められる。しかしながら、当該不開示部分は10字程度であり、発言内容がそのまま記載されていたとしても、発言全体の一部に過ぎず、また発言者の特定につながる情報が含まれているとは考え難い。また、本件処分においては、他に審査請求人への評価に関わる部分が既に開示されていることに鑑みると、不開示部分①を開示することにより実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

(2) 不開示部分②及び③について

実施機関は、本件保有個人情報に含まれる資料2の空白部分及び資料3の黒塗り部分について、元々空白又は黒塗りされていたものであると説明する。

当審査会で、本件保有個人情報を見分したところ、当該部分は実施機関の説明どおり空白又は黒塗りされていることを確認した。

また、本件保有個人情報は、公正職務審査委員会に提出するために作成されたことから、当審査会事務局をして、公正職務審査委員会事務局（総務部行政管理室）が保管する文書を確認させたところ、実施機関から提出のあった文書は、本件保有個人情報と同様に空白又は黒塗りされた状態で保管されていた。

したがって、不開示部分②及び③は、本件開示請求に対して実施機関が不開示としたものではないと認められる。

3 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年10月15日	諮問書の受理
令和4年 3月22日	実施機関からの事情聴取 審査請求人の意見陳述 審議
令和4年 4月25日	審議
令和4年 5月23日	審議
令和4年 7月 4日	審議
令和4年 8月 4日	審議
令和4年 8月16日	答申

別記

右上に別紙と記載された文書の2頁「〇〇」に続く不開示部分